

令和7年度「上益城郡5町消費生活相談員」募集要項

上益城郡5町（益城町、御船町、嘉島町、甲佐町、山都町）では、連携事業として消費生活相談室を設置しており、5町いずれかに在住する消費者からの消費生活相談へのアドバイスなどの相談業務を行う「消費生活相談員」を募集しています。

1 募集職種等について

- (1) 職種 消費生活相談員（会計年度任用職員）
- (2) 人数 3名
- (3) 主な業務内容
 - ① 消費生活に関する相談処理・あっせん業務
 - ② 消費者教育及び啓発業務
 - ③ その他消費生活に関すること
- (4) 募集期間 随時

2 申込資格・要件

次の（1）から（4）の要件をすべて満たしている方

- (1) 下記のいずれかの資格を有する、又は下記の資格試験を受験する意欲のある方
 - ① 「消費者生活相談員」（国家資格）
 - ② 「消費生活専門相談員」（独立行政法人国民生活センター認定）
 - ③ 「消費生活アドバイザー」（一般財団法人日本産業協会認定）
 - ④ 「消費生活コンサルタント」（一般財団法人日本消費者協会認定）
- (2) パソコンの基本操作が可能な方
- (3) 地方公務員法第16条各号に該当しない方
- (4) 普通自動車運転免許を所持している方（各相談会場への移動のため）

3 勤務条件等

- (1) 任用期間
令和7年4月1日（任用の日）～令和8年3月31日まで
（契約は年度ごと。勤務状況等により契約を更新。採用後、原則として1カ月間は条件付採用期間。）
- (2) 勤務形態
週2，3日勤務のシフト制（土・日・祝日、年末年始を除く）
- (3) 勤務時間
午前9時～午後4時（正午から午後1時まで休憩時間）
- (4) 勤務地
曜日によって勤務地が異なります
・月曜日～益城町役場（上益城郡益城町宮園702番地）
・火曜日～御船町役場（上益城郡御船町御船995番地1）
・水曜日～嘉島町役場（上益城郡嘉島町上島530番地）
・木曜日～甲佐町老人憩いの家（上益城郡甲佐町岩下24番地）
・金曜日～山都町役場（上益城郡山都町浜町6番地）

(5) 給料

別表のとおり（時給1,500円～時給2,000円）

勤務年数、資格の有無により異なります。

通勤手当有り

4 申込手続き

(1) 受付時間

受付は随時行っており受付時間は、午前8時30分から午後5時まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く）

(2) 申込方法

指定の申込書に必要事項を記入及び写真を貼り付け、消費生活相談員
に関する資格を有している場合は資格認定証の写しを添えて、申込先
に郵送又は持参してください。

(3) 申込先及びお問い合わせ先

上益城郡内5町のいずれにも申込みすることができます。

申込先	郵便番号	住所	電話番号
益城町役場 危機管 理課	〒861- 2295	上益城郡益城町宮園702 番地	096-286 -3210
御船町役場 商工観 光課	〒861- 3296	上益城郡御船町御船995 番地1	096-282 -1226
嘉島町役場 総務課	〒861- 3192	上益城郡嘉島町上島530 番地	096-237 -1112
甲佐町役場 福祉課	〒861- 4696	上益城郡甲佐町大字豊内7 19番地4	096-234 -1114
山都町役場 福祉課	〒861- 3592	上益城郡山都町浜町6番地	0967-72 -1229

※ 任用の際は郡内各町からの任用となります。

※ 指定の申込書1枚で、郡内5町への申込みとなります。

5 選考方法・実施日

選考は面接選考によります。

電話で申込みを受けた後、面接日の調整を行い、面接日を決めます。

面接選考の際は、履歴書、該当する資格認定証の写しを持参してください。